

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学組織運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考																						
<p>本則</p> <p>第2章 組織 (学内施設)</p> <p>第6条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="176 512 551 943"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>大学教育センター</td></tr> <tr><td>産官学連携・知的財産センター</td></tr> <tr><td>国際センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> <tr><td>環境安全管理センター</td></tr> <tr><td>放射線研究室</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>(学内施設の長)</p> <p>第7条 前条に掲げる学内施設にそれぞれ長を置く。</p> <p>2 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が<u>指名</u>する。</p> <p>(学内施設の運営規則等)</p> <p>第8条 第6条に掲げる学内施設に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>(附属施設)</p> <p>第11条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設(以下「附属施設」という。)を置く。</p>	学内施設名	図書館	大学教育センター	産官学連携・知的財産センター	国際センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	環境安全管理センター	放射線研究室	<p>本則</p> <p>第2章 組織 (学内施設)</p> <p>第6条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1072 512 1447 943"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>大学教育センター</td></tr> <tr><td>先端産学連携研究推進センター</td></tr> <tr><td>国際センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> <tr><td>環境安全管理センター</td></tr> <tr><td>放射線研究室</td></tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>(学内施設の長)</p> <p>第7条 前条第1項及び第3項に規定する学内施設にそれぞれ長を置く。</p> <p>2 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が<u>任命</u>する。</p> <p>(学内施設の運営規則等)</p> <p>第8条 第6条第1項及び第3項に規定する学内施設に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>(附属施設)</p> <p>第11条 (略)</p>	学内施設名	図書館	大学教育センター	先端産学連携研究推進センター	国際センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	環境安全管理センター	放射線研究室	
学内施設名																								
図書館																								
大学教育センター																								
産官学連携・知的財産センター																								
国際センター																								
保健管理センター																								
総合情報メディアセンター																								
学術研究支援総合センター																								
科学博物館																								
環境安全管理センター																								
放射線研究室																								
学内施設名																								
図書館																								
大学教育センター																								
先端産学連携研究推進センター																								
国際センター																								
保健管理センター																								
総合情報メディアセンター																								
学術研究支援総合センター																								
科学博物館																								
環境安全管理センター																								
放射線研究室																								

部名	附属施設名
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 動物医療センター 硬蛋白質利用研究施設 フロンティア農学教育研究センター 国際家畜感染症防疫研究教育センター
工学部	ものづくり創造工学センター

2 前項に掲げる附属施設に、長を置く。
(新設)

3 (略)

第4章 職員
(教育職員の所属等)

第16条 教育職員は、原則として次に掲げる各号のいずれかの組織に所属するものとする。

(1)～(10) (略)

(11) 産官学連携・知的財産センター

(12)～(17) (略)

2・3 (略)

別表(第6条第2項及び第3項関係)

組織及び施設の名称
女性未来育成機構
アグロイノベーション高度人材養成センター
環境リーダー育成センター
イノベーション推進機構
テニューアトラック推進機構
<u>研究戦略センター</u>

2 (略)

3 前項の附属施設の長は、当該学部から推薦された候補者の中から学長が任命する。

4 (略)

第4章 職員
(教育職員の所属等)

第16条 教育職員は、原則として次に掲げる各号のいずれかの組織に所属するものとする。

(1)～(10) (略)

(11) 先端産学連携研究推進センター

(12)～(17) (略)

2・3 (略)

別表(第6条第2項及び第3項関係)

組織及び施設の名称
女性未来育成機構
アグロイノベーション高度人材養成センター
環境リーダー育成センター
イノベーション推進機構
テニューアトラック推進機構

附 則 (25 経教規則第 3 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。